

都教委の教員処分に強く抗議し、すみやかな処分撤回を求める

1 本年3月31日、東京都教育委員会（都教委）は、本年の卒業式における「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏などにより、12名の都立学校教員に処分を下した。

2003年10月23日付通達（「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」いわゆる「10・23通達」）を発して以来、都教委は毎年、卒業式・入学式の「君が代」斉唱時の不起立者等に対して処分を続けてきた。そればかりか、処分者に対する「研修」の強要、定年後の再雇用拒否がなされ、昨年は、再雇用職員・非常勤職員の合格取り消しもなされるなど数々の不当な扱いを続け、教育への介入、思想・信条の自由の侵害を繰り返してきた。

こうした都教委の暴挙が行われるたびに、国民から強い批判が幅広くなされてきた。にもかかわらず、都教委は姿勢を改めることがないばかりか、今年もまた暴挙を繰り返し、その結果、10・23通達に基づく都教委による処分者は、延べ422名という膨大な数に及ぶこととなった。

2 このような都教委の態度は、司法の判断を軽視するものでもある。

すなわち、2006年9月21日、東京地方裁判所民事第36部（難波孝一裁判長）判決は、10・23通達等が「教育の自主性を侵害し、一方的な理論や観念を生徒に教え込むことを強制することに等しい」と指摘し、旧教育基本法10条の「不当な支配」に該当して違法であり、憲法19条の思想・良心の自由を侵害するものと断じた。この判決では、都立学校の教員らに、「君が代」斉唱の際に「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱する義務、ピアノ伴奏をする義務がないことを確認し、不起立・不斉唱・ピアノ伴奏拒否等を理由にいかなる不利益処分もしてはならないとし、都立学校教員らが被った精神的損害に対する慰謝料の支払いを命じている。

また2008年2月7日にも、東京地方裁判所民事第19部（中西茂裁判長）は、「君が代」斉唱時の不起立を理由に定年退職後の嘱託採用を拒否された元都立学校教員らに対し、1年分の給与に相当する損害賠償を東京都に命じる判決を下した。

さらに、本年1月19日にも、東京地方裁判所民事第36部（渡辺弘裁判長）は、同様に不起立を理由に教員の再雇用を拒否した都教委に対し「不起立をあまりに強調する一方、他の事情を一切顧みず、著しく合理性を欠く」と判断し、再雇用した場合の報酬1年分に相当する損害賠償を命じた。

これらの判決に対して都教委らは不当にも控訴したが、このような司法判断が示された以上、都教委は少なくとも上記訴訟が確定するまで処分を差し控えるのが当然である。にもかかわらず、都教委は2007年、2008年、2009年と引き続き処分を繰り返しているのであり、司法の判断を軽視するものと言わざるを得ない。

3 私たち自由法曹団及び自由法曹団東京支部は、都教委の処分に強く抗議するとともに、10・23通達等を撤回して「日の丸・君が代」の強制をやめ、すべての処分を撤回するよう強く要求する。

2009年4月1日

自 由 法 曹 団
団 長 松 井 繁 明
自 由 法 曹 団 東 京 支 部
支 部 長 島 田 修 一